

岐阜県公報

第千九百九十五号
平成二十年十月三十一日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 七一七^{ページ}

公示

准看護師試験の実施

(医療整備課) 七一八

登録販売者試験の実施

(業務水道課) 七一九

揖斐川地域森林計画の案の縦覧

(林政課) 七二〇

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二一

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二二

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二三

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

(同) 七二四

公共測量の実施

(用地課) 七二五

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 七二六

告示

岐阜県告示第六百二十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名	等
映画	総倫老年 砥めねばる舌		オーピー	映画
	美人歯科 いじくり抜き治療		オーピー	映画
	俺たちの街		エスビー	オー
	男 狼 トライアイト		オーピー	映画
	十年愛		テンドー	プロ
	裸身の裏顔 ふしだらな愛		オーピー	映画

2 指定年月日

平成20年10月31日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

公 示

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十一年二月十三日（金）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

大垣市西之川町二丁目一〇九番地 大垣女子短期大学

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

受験資格

次のいずれかに該当する者

1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は

修業する見込みの者（平成二十一年三月までに修業する見込みの者に限る。）

2 文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（平成二十一年三月までに卒業する見込みの者に限る。）

3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十一年三月までに修業する見込みの者を含む。）

4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十一年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書（県所定のもの）

2 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十一年三月二日（月）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、平成二十一年三月二日（月）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十一年三月二日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5又は6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真（脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、その裏面に学校又は養成所名（省略しないこと）、氏名及び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものをはり付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、あて先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十年十二月一日（月）から平成二十年十二月五日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日（県の機関の休日を除く。）午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十年十二月五日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける（あて先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療整備課）。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十一年一月二十一日（水）から平成二十一年一月二十三日（金）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十一年三月十日（火）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ただし、平成二十一年三月十日（火）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問い合わせは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二一九）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 〇五八 二七二 一一一一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピューター処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

登録販売者試験の実施

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示します。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の日時

平成二十一年二月二十五日(水)午後零時三十分から午後五時三十分まで

二 試験の場所

大垣市北方町五丁目五十番地 岐阜経済大学

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 出願書類

- 1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)(一通)
- 2 戸籍抄本(出願前三か月以内のもの)(一通)
- 3 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)一枚
- 4 受験資格を有することを証する書類 一通(複数ある場合には、各一通)

五 受験資格

- 1 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第八十七条第二項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
- 4 旧制中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- 5 一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事し

た者

6 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、一年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

7 外国の薬学校の卒業者等であつて、薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、1から3までに該当する者と同等であると認められる者

六 受験手数料

一万五千元に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してください(消印しないこと。)

七 受付期間

平成二十年十二月八日(月)から十二月十九日(金)までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

八 受付場所

1 県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課

九 受験票の送付

受験者に対して、平成二十一年二月六日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を交付します。

十 合格者の発表

合格者の受験番号を平成二十一年三月下旬(予定)に県庁及び県立保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証を交付し、不合格者には不合格通知を送付します。

十一 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)、県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十二 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部業務水道課 (電話〇五八 二七二 一一一 内線二五七六)

岐阜保健所生活衛生課 (電話〇五八 三八〇 三〇〇三)

岐阜保健所本巢・山県センター衛生健康課 (電話〇五八 二六四 一一一 内線三五二)

五二)

西濃保健所生活衛生課 (電話〇五八四 七三 一一一 内線二六八)

西濃保健所揖斐センター衛生健康課 (電話〇五八五 三三一 一五三〇)

関保健所生活衛生課 (電話〇五七五 三三三 四〇二 内線三五七)

関保健所郡上センター衛生健康課 (電話〇五七五 六七 一一一 内線三五二)

中濃保健所生活衛生課 (電話〇五七四 二五 三一一 内線三五二)

東濃保健所生活衛生課 (電話〇五七二 二二三 一一一 内線三六六)

恵那保健所生活衛生課 (電話〇五七三 二六 一一一 内線二五三)

飛騨保健所生活衛生課 (電話〇五七七 三三三 一一一 内線三七七)

飛騨保健所下呂センター衛生健康課 (電話〇五七六 五二 三一一 内線三五四)

揖斐川地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

岐阜県林政部長課

岐阜県岐阜農林事務所林業課

岐阜県西濃農林事務所林業課
岐阜県揖斐農林事務所林業課

平成二〇・一一・三〇から
同 一・三〇まで

木曾川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

岐阜県林政部長課

岐阜県可茂農林事務所林業課

岐阜県東濃農林事務所林業課

岐阜県恵那農林事務所林業課

平成二〇・一一・三〇から
同 一・三〇まで

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県飛騨農林事務所林業課
縦覧期間	平成二〇・一〇・三一から 同 一一・三〇まで

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県岐阜農林事務所林業課 岐阜県中濃農林事務所林業課 岐阜県郡上農林事務所林業課
縦覧期間	平成二〇・一〇・三一から 同 一一・三〇まで

飛騨川地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十年十月三十一日

縦覧場所	岐阜県林政部林政課 岐阜県可茂農林事務所林業課 岐阜県下呂農林事務所林業課
縦覧期間	平成二〇・一〇・三一から 同 一一・三〇まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
 - 二 作業種類
公共測量（水準測量）
 - 三 作業期間
平成二十年十月八日から
同 二十一年三月十三日まで
 - 四 作業地域
羽島市、海津市及び養老郡養老町
- 土地改良区役員 の 退任 及び 就任
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

平成二十年十月三十一日印刷
平成二十年十月三十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

同	同	監事	同	同	同
木村和夫	今村正幸	香田隆	大野俊則	細野利男	瀬古和世
同	同	同	同	同	揖斐郡揖斐川町志津山 四七二番地
三輪 八四八番地	上南方四三五番地一	北方 一八三八番地	長良 一〇四番地	上野一七三番地二	

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
 印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
 定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))